

長野市子育て・子育て支援検討委員会要綱

(設置)

第1 本市における子育て及び子育ての課題並びに当該課題を解決するために必要な支援及びサービスの提供について広く意見を聴くため、長野市子育て・子育て支援検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について意見を交換するものとする。

- (1) 本市における子育て及び子育ての課題並びに当該課題を解決するために必要な支援及びサービスの提供に関する事項
- (2) その他子育て及び子育ての課題を解決するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 子育て又は子育ての支援に関する事業又は活動に従事している者
- (2) こどもの発達支援に関する事業又は活動に従事している者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が委員会の委員として適当と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長等の職務等)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、事案に関係がある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、こども未来部保育・幼稚園課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。